

公布された規則のあらまし

建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第 30 号）

- 1 申請の手續等及び申請書等に関し所要の改正を行うこととした。（第 1 条、第 4 条～第 6 条、第 9 条、第 9 条の 13 及び様式第 1 号～様式第 5 号関係）
- 2 指定登録機関の指定要件等を新たに加えることとした。（第 9 条の 2～第 9 条の 12 関係）
- 3 指定事務所登録機関に建築士事務所の登録事務を行わせることとするため、所要の改正を行うこととした。（第 18 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1 及び 3 については、平成 25 年 10 月 1 日から施行することとした。